

鹿沼市手数料条例の一部改正について

次のように改める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市手数料条例の一部を改正する条例

鹿沼市手数料条例（昭和 4 8 年鹿沼市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 戸籍事務手数料の部戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「抄本」の次に「の交付」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同部戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

戸籍電子証明書提供用識別 符号の発行（電子情報処理組 織を使用する方法により戸 籍電子証明書提供用識別符 号の発行を行う場合におけ る当該発行及び戸籍電子証 明書提供用識別符号の発行 に係る戸籍電子証明書の請 求を行う者が同時に当該戸 籍電子証明書が証明する事 項と同一の事項を証明する 戸籍の謄本若しくは抄本又 は戸籍証明書の請求を行う 場合における当該発行を除 く。）	戸籍電子証明書提供用識別 符号 1 件につき 4 0 0 円
--	-----------------------------------

別表第1 戸籍事務手数料の部除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「抄本」の次に「の交付」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同部除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
---	---------------------------------

別表第1 戸籍事務手数料の部届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付の項中「又は戸籍法」を「、戸籍法」に、「の書類」を「若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同部戸籍法第48条第2項（第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧の項中「第117条」を「同法第117条」に、「の書類」を「の規定に基づく届書その他市長の受理した書類」に改め、「閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。